

第4章 県立学校の活性化・特色化に向けた取組

1 各学校の活性化・特色化方針の策定

これからの県立学校は、時代や社会、地域の要請に応える教育の在り方を学校が自ら考え、判断し、行動する仕組み（自走）を構築していくことが求められています。

そのためには、先ず入学してくる生徒の実情を把握し、自校の良さをはじめとする現状を分析し、課題を整理した上で生徒の能力や特性に応じて一人一人を伸ばす教育を展開できるよう、主体的に特色化を進めることが大切です。同時に、学校の特色を中学生やその保護者に十分周知し、入学を希望する生徒が自分の特性に合った県立学校を選択できるよう努める必要があります。

そのため、各県立学校は、学校の特色の一層の可視化を図るため、新たに「学校の活性化・特色化方針」（以下「学校方針」という。）を策定し、公表することとします。

この学校方針では、学校基本情報のほか、学校が求める生徒像、卒業後の進路展望を明示するとともに、入学してから卒業するまでの育成方針（生徒の「成長物語」）を明確にします。これにより、中学生が県立学校に対する具体的なイメージを持ち、入学後、確かな学びによって自己を伸ばし、充実感を持って卒業できるようにすることが大切です。

また、生徒の「成長物語」の実現のためには、教職員の一層の資質向上を図るとともに、各学校の魅力を在校生に浸透させ、その保護者にも深く理解してもらうことが必要です。

学校方針を策定する際は、「学校自己評価システムシート」*の内容を踏まえるとともに、地域住民や卒業生、在校生、PTAなどの関係者が学校運営に主体的に参加する仕組みや、平成27年3月から施行された「教育環境整備基金積立金」*の活用なども検討するものとします。

学校方針は、進捗状況を勘案しながら必要に応じて見直しを行うこととし、先ず、平成28年度に全ての県立高校で、平成29年度からの中期計画を策定することとします。期間は全日制の課程においては3年間、定時制の課程においては4年間の原則とします。

なお、県立伊奈学園中学校については、実質6年間の一貫教育を行っていることから、高校への接続を見通した3年間の中期計画を策定することとします。

また、特別支援学校については、高等部のみの学校は、県立高校と同様に学校方針を策定するものとしますが、小・中学部も併せて設置されている場合は、一体的に指導を行う必要があることから、計画期間なども含め、今後検討します。

2 県教育委員会の支援

県教育委員会は、各学校の学校方針を踏まえ、各学校を支援します。

◇ 質の高い教職員の採用と研修の充実

各学校の活性化・特色化の担い手として優れた人材を確保するため、人物重視の選考に取り組むなど採用試験の内容を工夫・改善するとともに、教職員の志望者を増やすため、高校生を対象に教職員の魅力などを伝える説明会を実施します。また、採用後も豊かな人間性や指導力向上のための研修を充実します。

◇ 適材適所の人事配置

県教育委員会は各学校の特色化を推進するため、教職員の特性を生かした適材適所の人事配置に配慮します。

◇ 教育施策事業の指定

県教育委員会が所掌する各種施策の指定に当たっては、各学校の活性化・特色化を積極的に支援する観点から重点的、選択的に進めます。

◇ 地域の専門的な外部指導者の配置

学校が芸術やスポーツ、高度な職業人材などの特定分野のプロフェッショナルの育成を目指す場合には、地域や産業界などとも連携して、より専門性の高い外部指導者の配置を検討します。

◇ 学習や教育相談などのための支援員の活用

学習面、心理面、生活面での多面的な支援が必要な生徒が入学する学校に対し、教育相談員、学習サポーターなどを活用するなど、サポート体制の整備に努めます。

◇ 教育環境の整備

社会の変化や地域の特性、ニーズを踏まえた特色ある教育活動を行うため、教育環境の整備を重点的、選択的に進めます。

◇ 教育環境整備基金積立金^{*}の充実

各学校が、特色化を推進するための資金の一部として基金を活用できるよう、各学校と連携・協力しながら積極的に寄附を募り、基金の充実に努めます。

◇ 学校情報の発信

各学校の学校方針を県教育委員会ホームページに掲載するなど、学校の情報を生徒や家庭、地域などに対して積極的に発信するための支援に努めます。

3 公立中学校との連携等

(1) 県教育委員会の取組

◇ 入学者選抜の改善

これまで県教育委員会は、生徒一人一人の自己実現ができるよう入学者選抜の改善を進めてきました。さらに、今後も受検生一人一人の基礎的な知識及び技能、思考力・判断力・表現力などの能力を、より一層適正に測るため、学力検査などについて検討を続け改善を図ります。

◇ 進路指導改善に関する支援

中学生や保護者から信頼される進路指導の実現を目指して、進路指導に関するデータを市町村教育委員会や中学校が蓄積・活用できるよう支援に努めます。

◇ 情報交換の場の一層の活用

県立学校の入試制度や各学校の活性化・特色化について、情報が適切に市町村教育委員会や中学校へ伝わるよう、研究協議会や研修会など情報交換の場の一層の活用に取り組みます。

(2) 県立学校の取組

◇ 学校方針の中学校などへの周知

県立学校は、各学校の学校方針を中学生や保護者をはじめ、市町村教育委員会や中学校などに対して様々な方法により周知するよう努める必要があります。また、各学校に在籍する生徒や家庭、地域に対して、自校の魅力を理解してもらうことも大切です。

◇ 中学校への情報提供

県立学校は、在籍する生徒の出身中学校に対して、それぞれの生徒の活躍の様子や学力の伸び、資格の取得状況、進学・就職先などについて伝え、中学校の各県立学校に対する理解を深める必要があります。

(3) 市町村教育委員会・中学校の取組

◇ 組織的な進路指導体制の充実

中学校は、県立学校との連携を密にし、積極的に県立学校を訪問するなど進路指導に必要な情報を収集し、一人一人の進路指導に生かすことが大切です。

◇ **進路指導・相談内容の充実**

中学生や保護者に信頼される進路指導のためには、将来の希望や適性を十分に把握した上で、一人一人に合った進路先を分かりやすくアドバイスすることが必要であり、様々なデータを効果的に活用することが重要です。

◇ **進路指導に関する教員の指導力の向上**

中学校は、県立学校の活性化・特色化方針に関する情報などを十分理解し、市町村教育委員会や校長会による研究協議会や研修会を活用して、進路指導に関する教員の指導力を向上することが大切です。

◇ **進路指導を支えるキャリア教育^{*}の充実**

生徒一人一人の能力や適性、興味・関心、将来の希望などを踏まえた「生き方指導としての進路指導・キャリア教育」は、今後も重要です。そのため、小学校段階から発達の段階に合わせて各教科などの学習と自分の将来との関係に意義を見出し、自らの生き方について考えるキャリア教育の充実を図ることが大切です。